

こどもの権利について

子どもの権利条約とは？

こどもを保護の対象であると同時に「権利をもつ主体」と位置づけ、基本的人権を国際的に保障するために 1989 年に国連で採択され、日本は 1994 年にこの条約を批准しています。

「子どもの権利条約」4つの原則

子どもの権利条約には、人生の中でとても大切な時期である「こども」の時期だからこそ大切にされる4つの原則があります。

原則1 命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、能力を十分に伸ばして成長できるように、医療や教育を受けたり、安全に暮らすための支援などを受けることができます。

原則2 こどもにとってもっとも良いこと

こどもに関わることを決めたり、おこなったりする時には、おとなは「こどもたちにとって最も良いこと」を第一に考えます。

原則3 意見を表明し、参加できること

こどもは自分に関係することについて自由に意見を言うことができます。こどもに関わることはたくさんあり、おとなはこどもの意見を充分に聴いて、考慮する責任があります。

原則4 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。そして全てのこどもに、こどもの権利条約が決めている全ての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」4つの分野

子どもの権利条約には、すべてのこどもが大切にされ、安心して生きていくために必要な権利が明記されており、大きく分けると4つに分けられます。

全てのこどもの生きる土台として等しく大切にされるものです。そしておとなには、その権利を大切に保障する責任があります。

生きる権利

すべてのこどもの命が守られる権利です。

- ・病気やケガをしたときに適切な治療や医療を受けられること
- ・栄養のある食事や安全な水、住む場所があること
- ・健やかに生まれ育つ環境が整っていること

育つ権利

こどもが持っている能力を十分に伸ばし、健やかに成長するための権利です。

- ・教育を受けられること
- ・休んだり、遊んだりできること
- ・自分の名前や国籍を持ち、家族の愛情を受けて育つこと
- ・心配なことや考えを自由に表現できること

守られる権利

こどもにとって有害なあらゆるものから守られる権利です。

- ・あらゆる暴力、虐待、搾取、いじめなどから守られること
- ・戦争や紛争、災害に巻き込まれた際に保護されること
- ・障がいがあるこどもや、特別なケアが必要なこどもが守られること

参加する権利

こどもが自分に関することや社会について意見を表明し、参加する権利です。

- ・自分の意見を自由に言うことができ、大人はそれをこどもの発達に応じて十分に考慮すること
- ・自由にグループを作ったり、活動に参加したりすること
- ・成長に必要で正しい情報を得られること

(参考) こども家庭庁ホームページ

日本ユニセフ協会ホームページ

こども基本法プロジェクトホームページ

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパンホームページ